

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第7号 2018年2月5日発行
発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802 大分市田の浦12組

TEL097-529-5030 fax097-532-3772
郵便振替01710-7-167636
E-mail: nonukes@able.ocn.ne.jp
http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/

伊方3号機とめた 広島高裁決定

2017.12.13 午後1時30分

12月13日13時半、広島高裁前。河合弘之弁護士が猛ダッシュで裁判所玄関から駆けてきました。「勝った！」 司法は生きていました。

歴史的な決定が野々上友之裁判長により下されました。広島弁護士会館で開催された報告集会で、河合弁護士は「被爆地ヒロシマの裁判所で、これ以上放射線によって苦しむ人たちを増やさない決定が出た意義は大きい」と語りました。私たちはこの広島高裁の勝利を受けて、大分地裁の裁判闘争につないでいきましょう。

9月30日まで限定的ストップ

運転差し止めの根拠は、火山リスクに対して対応が不十分であるということでした。過去最大の阿蘇山噴火時の火砕流について、規制委の火山ガイドに照らし、その対策の不備を指摘しました。伊方原発がその火砕流に巻き込まれ過酷事故を起こせば、「住民の生命・身体への具体的危険がある」ということです。

12月20日大分地裁の仮処分審尋は、広島高裁決定の影響で、裁判長が追加の審尋を2回設定することになり、結審が先送りされました。私たちは



大分裁判をさらに盛り上げ、四国電力の再稼働の意思を断念させねばなりません。

第3次原告団を募集します

「司法リスク」により2号機は近々廃炉となる可能性が高まりました。さらに3号機を廃炉にするには、原告団を一層大きくし県民世論の盛り上がりをつくりましょう。現在378名の原告団ですが、さらに100名以上の第3次原告を募集します。

第8回口頭弁論

3月1日(木)

- 13:30 原告及び傍聴希望者集合
- 14:00 第8回口頭弁論
- 14:30~第10回仮処分審尋
- 14:40~DVD映写会他(弁護士会館)
- 16:30~報告会・記者会見

第9回口頭弁論

5月24日(木)

- 14:00 原告団及び傍聴希望者集合
- 14:30 第9回口頭弁論
- 15:00 最終審尋 16:30報告会等

大分駅北口で両日とも12:30~ピラまきします。

資料 広島高裁決定骨子

- ・ 四国電力は伊方原発3号機を2018年9月30日まで運転してはならない
- ・ 火山の影響に関し、伊方原発が新規規制基準に適合するとの原子力規制委員会の判断は不合理
- ・ 過去の阿蘇カルデラの噴火で火砕流が原発敷地に到達した可能性が十分小さいとはいえず、立地として適さない
- ・ 原発から約100キロの広島市は事故時に住民の生命、身体へ重大な影響が及ぶ地域に相当

資料 広島裁判弁護士 声明

2017年（平成29年）12月13日

1 広島高裁第2部（野々上友之裁判長，太田雅也裁判官，山本正道裁判官）は，本日，伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件において，伊方原発3号機の運転差止を命ずる仮処分を求める住民らの申立てに対し，平成30年9月30日までの期限をつけて運転を差し止める旨の決定を出した。

2 高等裁判所として現実に原発の運転禁止を命ずるのは，史上初であり，また，被爆地ヒロシマの裁判所においてこれ以上放射線による苦しむ人々を増やさない決定がなされた意義はひとまず大きい。これによって，四国電力は，伊方原発3号機について，現在行なわれている定期検査に伴う運転停止を終えた後も（送電開始予定日は2018年（平成30年）1月22日），運転を再開することはできなくなった。

3 もっとも，本決定の内容については，原発の危険性について正しく認定していない点も見られる。

特に，傍論とは言いながら，地震動に対する原発の安全性については，地震科学の不確実性を見誤って事業者の楽観的な主張を踏襲している点，地震本部の策定したいわゆるレシピを絶対視して不確実性を踏まえない点で，福島第一原発事故の教訓を活かしきれておらず，再び深刻な事態が生じかねない内容となっている点で極めて不当である。ただし，これらの点はあくまでも傍論であり，判例的価値は有しないと考える。

4 なお，本訴において証拠調べをするためとの理由で平成30年9月30日までの期限付の差止めとしている点でも不合理である。現在本訴において証拠調べ等の審理の見通しは立っていない状況であり，被告側は反論すら出していない。

そもそも，本決定で示された差止の理由は，火山事象に対して全面的に本件原発が安全性を有していないという点であり，火山ガイドの抜本的な見直しや十分保守的な対策が講じられない限り，期限を経過したとしても，本件原発が安全でないという事実は何ら変わるものではない。

9月30日が迫った段階で本訴が終了していない場合，我々は，改めて本原発差止仮処分の申請をする予定である。また，四国電力に対しては，上記期限を経過した後も，本件原発を再稼働しないことを強く求める。

5 福島第一原発事故が発生してから6年9か月以上もの長い時間が経過した現在において，その被害は収束するどころか，深刻さを増している。国からは避難指示解除によって事故前の基準の20倍も汚染された地域で生活するように強いらられ，必死の思いで避難して，ようやくみなし仮設住宅に落ち着いた人たちは，その住宅の明け渡し請求訴訟まで起こされている。避難指示が解除されても，汚染された地域へ戻る人は少なく，ふるさとの存続が危ぶまれる状況にある。

3 私たちは，本決定が実に本原発の運転を差し止めたという事実を高く評価する。また，火山事象に対する問題点は，全国の原発においても同様に当てはまる問題であるから，他の原発においてもこの点を追求していく。原爆を投下され被爆を強いられた広島の地において二度と放射線による被害（被曝）を受けることを拒否するという申立人らの思いが実現するよう，原発事故による被害が二度と生み出されなくなるまで，闘い続けることを宣言する。



決定要旨（抜粋）《火山の影響による危険性》

原発の立地評価について、規制委が策定した「火山影響評価ガイド」は①原発から半径160キロ圏内の活動可能性のある火山が、原発の運用期間中に活動する可能性が十分小さいかどうかを判断②十分小さいと判断できない場合、運用期間中に起きる噴火規模を推定③推定できない場合、過去最大の噴火規模を想定し、火砕流が原発に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価④十分小さいと評価できない場合、原発の立地は不適となり、当該敷地に立地することは認められない……と定める。

伊方原発から約130キロ離れ、活動可能性のある火山である熊本県・阿蘇カルデラは、現在の火山学の知見では、伊方原発の運用期間中に活動可能性が十分に小さいと判断できず、噴火規模を推定することもできない。約9万年前に発生した過去最大の噴火規模を想定すると、四国電力が行った伊方原発周辺の地質調査や火砕流シミュレーションでは、火砕流が伊方原発の敷地に到達した可能性が十分小さいと評価できない。立地は不適で、敷地内に原発を立地することは認められない。

今後の広島裁判の動向

12月21日、四国電力は広島高裁の仮処分決定を不服として、異議と仮処分命令の執行停止を同高裁に申し立てしました。野々上裁判長は12月末日退任されたことで、別の裁判長により「異議審」がもたれることとなります。

伊方原発3号機は昨年10月から定期点検で運転を停止しており、仮処分命令の対象機関は今年9月30日までで、異議審などで決定が覆らない限り、法的に運転を再開することはできません。大井原発や高浜原発裁判の展開を振り返るとき、今後とも厳しい裁判の闘いがつづくことは覚悟しなければなりません。



第6回口頭弁論より

過酷事故を二度と起こさせない

意見陳述書



訴訟代理人・弁護士 徳田靖之

私は、今回原告らが提出した準備書面(2)を要約しながら、本件の主要な争点である原発差止要件を判断するにあたっての法的枠組がどうあるべきかについて、意見を申し述べることにしたいと思います。

1 原告らは、訴状の末尾(36頁)において、「本件における司法判断のあり方」と題して、原発に求められる安全性の程度について、福島第一原発事故のような過酷な事故を二度と起こさせないと行政訴訟における最高裁平成4年10月29日判決が、「深刻な災害が万が一にも起こらないようにす

るため、原子炉設置許可の段階で、……十分な審査を行わせることにある」と判示していることを踏まえて、その後に発生した同事故の甚大な被害に照らし、同判決の求める「万が一」との要件をより具体化したものに外なりません。

2 ところで、本件訴訟の提起に先立つ平成28年4月6日になされた川内原発稼働等差止仮処分に関する福岡高裁宮崎支部の決定は、原発に求められる安全性の程度について、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという視点、すなわち、社会通念を基準として判断するほかはな

いとしたうえで、その社会通念を、最新の科学的技術的知見を踏まえて、合理的に予測される規模の自然災害を想定した安全性で足りるとの判断を示し、伊方原発操業差止仮処分申立に関する広島・松山各地裁の各決定が、いずれも、この高裁決定を援用して、本件原告らも主張するところの「限定的」絶対的安全性という主張を排斥するに至っています。

3 しかしながら、このような同高裁決定の判断は全くの誤りです。

(1) 先ず、申し上げたいのは、本件で原告らは、憲法第13条の保障する、生命・自由・幸福追求権に基づいて、伊方原発の差止を求めているということです。

このような平穩に生活する権利が侵害されるかどうかの判断をするにあたって、社会通念を基準にするというのは、絶対にあってはならないことです。

このことは、ハンセン病隔離政策が、国の誤った隔離政策によって形成された「恐ろしい伝染病であるが故に、ハンセン病患者は、隔離されるべきだ」との誤った社会通念によって、89年間にもわたって、存続してきたことを考えれば、誰にでもわかる道理ではないでしょうか。

(2) 次に、私が申し上げたいのは、何故に、想定すべき自然災害の規模が、合理的に予想される範囲にとどまるとされるのか、全く説明がつかないということです。

同決定は、こうした判断に至った理由について、「どのような事象が生じてても発電用原子炉施設から放射性物質が周辺の環境に放出されることのない安全性を確保することは、少なくとも現在の科学技術水準をもってしては不可能というべきであって、想定される事象の水準（レベル）をいかに高く設定し、当該事象に対する安全性確保を図ったとしても、想定される水準（レベル）を超える事象は不可避免的に生起する」ことを指摘していますが、そうだとした場合、こうした認識から出てくる方策の選択肢としては、

① だから原発はすべて廃止すべきだ
② それでも可能な限り想定される事象のレベルを高く設定すべきだといったものが当然考えられる訳で、何故に、合理的に予想される規模を想定すれば足りるという結論に至るのか、全く何らの説明もなされていません。まさしく、非科学的、否、非論理的な決めつけとしか言えないものです。

前述しました最高裁判決は、「万が一にも」という言葉を用いていること、昭和53年9月29日に

制定された旧耐震設計指針では、基準地震動（S1）（S2）をもたらず設計用最強地震としては、「最も影響の大きいもの」を想定すると定めていること、国土交通省河川局が作成したダム耐震性能に関する指針においてすら、「当該地点で考えられる最大級の強さの地震動」を求めていることを考えるならば、このような論旨は、これらの判例や従来原発の安全性判断において求められてきた諸基準とも著しく相違しています。

(3) 福岡高裁宮崎支部決定のいう合理的に予測される規模と、予測される最大規模とは明らかに相違しています。

福島第一原発事故は、最新の科学的知見に基づく予測を超える自然災害が起こりうることを改めて明らかにしました。こうした甚大且つ深刻な被害を目の当たりにしながら、何故に、その想定すべき規模を合理的に予測される範囲で足りる等ということが言えるのでしょうか。

(4) 原告らは、先に提出した準備書面（1）において、伊方原発に関して想定すべき地震規模について、①南海トラフ巨大地震については、M8.3とする被告の主張に対し、多くの研究者の指摘に基づいてM9.0と想定すべきであること、②中央構造線活断層帯による地震規模につき、M7.2とする被告の主張に対し、地震学の専門家の一致した見解であるとして、M8.0以上を想定すべきこと、③海洋プレート内地震について、M7.0とする被告の主張に対して、少なくともM8.0とすべきであることを明らかにしたうえで、被告が、これらの3つの地震が連動して発生する可能性を全く考慮していないことを指摘しました。

本件伊方原発に関して、想定すべき地震の規模に関して、原告と被告との間には、その主張に、これだけの隔りがあるのです。この隔りの大きさを前提にしたうえで、その当否を判断するにあたって、社会通念を理由に、「合理的に予測される」規模を想定すれば足りる等という基準を採用することが、許されるはずがありません。

(5) 原告らが訴状で求めた「限定的」絶対的安全性は、より具体的には、最新の科学的知見に基づいて予測される最大規模の自然災害に対応しうる安全性であるということを明らかにしたうえで、本件においては、こうした判断基準によって差止の要否が判断されるべきことを求めて、私の意見陳述といたします。

（2017年10月11日第6回口頭弁論）

注：準備書面（2）（3）は伊方原発をとめる大分裁判の会ホームページで見ることができます。

<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/>の本裁判参照

公正・中立？原子力規制委、規制庁人事

意見陳述書

訴訟代理人・弁護士 田中良太

1 原告訴訟代理人として、今回提出した準備書面（3）の内容を説明します。時間の関係上、新規制基準の設定に関わった原子力規制委員会及びその事務を行う原子力規制庁の組織的な問題点を中心にご説明いたします。

2 新規制基準は、福島事故の反省の下に、国民の生命・身体・財産・環境を守るために、原子力規制委員会が、電力会社からも、原子力利用を推進しようとする者からも独立に、公正中立に設定しなければなりません。ところが、規制委員会の公正中立性には、疑問があります。

まず、前委員長の田中俊一氏は、福島事故以前の平成19年当時、原子力委員会の委員長代理であり、政府の原子力政策を推進していました。

平成29年9月より委員長になった更田豊志氏は、委員候補者となった当時、独立行政法人日本原子力研究開発機構の副部長でした。この団体は、高速増殖炉もんじゅを設置し、東海再処理工場を保有していた明らかな原子力事業者です。

平成29年9月より委員長代理になっている田中知氏は、平成24年まで原子力事業者団体である日本原子力産業協会の役員でした。それどころか、平成16年度から平成23年度までに原子力事業者等から約760万円の寄付や報酬を受け取っています。

元委員である中村佳代子氏も、放射性物質の集荷・貯蔵処理を行う公益社団法人日本アイソトープ協会プロジェクト主査であり、原子力事業者の従業者でした。

彼らは福島事故以前に原子力政策を推進してきたメンバーです。このように公正中立性を欠いた人物が委員長又は委員になれてしまう規制委員会が、適切な審査基準を設定できるはずがありません。

3 また、この規制委員会の事務を処理するのが原子力規制庁です。規制委員会が公正中立でなけ

ればならないのであれば、その事務を処理する規制庁も当然公正中立でなければなりません。しかし、現実には、規制庁が中立公正に事務を処理することは全く期待できません。

すなわち、平成24年9月の同庁発足時の職員455人のうち、経産省出身者が315人、文科省が85人、環境省が11名と、原発推進官庁出身者が多数を占めています。さらに、幹部職員7人中5人が、原子力安全・保安院、旧科学技術庁、環境省といった原発推進官庁出身者です。

この点、原子力規制委員会設置法には、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保するための人事に関する附則があります。しかし、附則の文言は曖昧であり、かつ、適用を免れる抜け道が用意され、実効性には疑問があります。結果、規制庁の職員が、いずれは原子力推進官庁に復帰する可能性は十分にあるのです。

いずれは原子力利用を推進する官庁に戻る者達が、規制庁において自分の職責を中立公正に発揮できるのでしょうか。規制庁は中立公正な事務を行う能力を欠いているとしか考えられません。

4 新規制基準の設定に関わった人物、機関だけみても、今述べてきたような無視できない問題点はいくつもあります。その他、新規制基準には、設定にかけた時間があまりにも短いことや、当然規制すべき事項に関する規制がないこと、新規制基準自体の不明確さといった看過しがたい問題点もあります。結局、新規制基準では、原発の安全性を確保できません。

福島のような事故を二度と起こしてはならないという強い決意を持つならば、新規制基準に沿った適合性審査が行われたからといって、原発が一応安全だという判断はするべきではありません。そのことを強く申し上げて意見陳述といたします。

(2017年12月7日第7回口頭弁論)

伊方原発をとめる大分裁判の会は多くの弁護士が裁判を担っています。弁護士の活動を知っていただくという趣旨で「弁護団紹介コーナー」を設けました。今回は第2回目、弁護団事務局の田中良太弁護士です。

弁護団紹介コーナー 田中良太 弁護士

弁護団員の田中良太です。紹介のページをいただきありがとうございます。

今回は弁護団に所属した動機をお話ししようと思います。当然ながら、この文章は弁護団の意見ではなく、私個人の意見ですので、その旨一応お断りします。



21歳、衝撃的な日々の記憶

2011年、私は21歳でした。街を呑み込む津波や、原発が爆発する様子そして流れ続ける公共広告機構のCMをテレビで視続け、関東の親戚の疎開を本気で検討し、友人に水を送り、親の仕事の取引先が潰れ、遠い九州にしながら、衝撃的な日々を過ごした記憶がしっかりと焼き付いています。

理解しにくい原発問題

ところが、この原発事故は記憶には鮮明に焼付くのですが、理解が極めて困難でした。「人のいない町」、「帰ることが出来ない家」、「食べられない農作物」。被害を表す言葉が常識的な言葉の使い方ではないためイメージしにくいのです。それ故に、私は、原発事故とは何だかよくわからないが大変なことだ、

そしてあまりに非常識な事態だということしか、理解できていませんでした。

非常識な言葉、非常識な態度

今でも原発事故に関する非常識な言葉は飛び交っています。「アンダーコントロール」「世界で最も厳しい安全基準」「社会通念」などという言葉は良い例かと思います。

言葉だけではなく、再稼働に向けられた現実の動きが着々と進められています。自然災害が想定外の事態を引き起こすという教訓は東日本大震災から得た常識のはずです。あれだけの事故が起きていながら、大した反省も行わずに原発を容認するという態度は極めて非常識ではないでしょうか？

今回、大分でも原発訴訟が行われると聞いた時、私の頭の中に浮かんだのは、次のような考えです。すなわち、非常識なことが起きていると思いながら、自分が何もしないということになると、自分自身もやはり非常識な人間なのではないか、ということです。

自分も何かしなくては

特に原発事故の悲惨さを思うとき、自分も何かしなくてはという思いが自然と湧いてきました。そして、私は弁護団に参加したので。今後ともこの思いを胸に、自分にできる範囲のことをさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

「科学的特性マップに関する意見交換会 in 大分」

「地層処分ありき」の会運営に疑問



工藤康紀

標記の会合に伊方原発をとめる大分裁判の会のメンバーと共に12月13日に参加。

「意見交換会」となっているが、第1部：地層処分の説明、第2部：テーブル(班ごと)での意見交換の2部構成だった。第1部では最初に地層処分に関する15分程度のビデオ上映があった。その後、NUMO 岩崎聡氏によるスライドをみながら「地層処分事業について」の説明、経済産業省資源エネルギー庁岡本洋平氏による「科学的特性マップについて」の説明、再び岩崎氏による「今後の対話活動について」の話。九州電力の下田政彦氏からは「地域の皆さんに理解いただけるよう対話活動を進める」との挨拶。要するに今後地層処分の候補地を決めるための理解と協力をお願いする、というのがこの会合の目的のようだった。途中で実施されたアンケートの中に「立地を受け入れたところの皆さんには敬意を払いますか？」というような質問があり、立地受け入れへの誘導質問のように思えた。

日本では1960年代に放射性廃棄物の深海投棄が検討されたが、その後地球のプレートテクトニクス理論などにより中止されて、1970年代中ごろになり地層処分が最適と考えられるようになった。その前から日本の原子力発電所は稼働しており、原発が「トイレ無きマンション」といわれる所以でもある。

以下に、筆者の主な感想等を書き留めておく。

・最初から「地層処分ありき」での説明会だった。他の選択肢は考えてないようだ。

・第二部の「意見交換会」では、開始前に「大きく2つのテーマについて、皆さまからご質問やご意見をお伺いしたいと思います。」との文書を渡された。地層処分以外の話はしたくないとの考えが見え見えだった。

・当然のことかもしれないが、この地層処分に関する危険性の説明はほとんどなかった。高レベル放射性廃棄物をガラス固化体としそれを厚い金属性容器でオーバーパックし緩衝材(粘土)で包み込む「人工バリア」と、地下300m以下の安定した岩盤に埋設する「天然バリア」とを組

み合わせた多重バリアシステムで人間の生活から隔離し安全に閉じ込めるとの説明があった。これを聞いて原子力発電所の多重安全システムが今回の福島第1原子力発電所事故では見事に破壊されたことを思い出してしまった。

・レーザーポインターで示しながら、「地層処分に必要な面積(3km×3km)はほんのこれくらいです」と日本地図の中に点を示して見せていた。が、良く考えれば日本全体に比べれば小さいが、実際には福島第一原子力発電所の敷地面積(約8km²)よりも広い場所が必要となることが分かる。

・地表よりも地下の方が地震による揺れの度合いは小さいのは確かであろう。従って、地震のことを考えると地下に作るということは妥当と思われる。ただし、見えない所に埋めて置くというのは不安である。放射性物質が漏れだしても見えないのでは困る。常時観測しておく必要があると考える。

・原子力発電環境整備機構(NUMO)は、「原子力発電により発生する使用済燃料をリサイクル(再処理)する過程で発生する、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)等の最終処分(地層処分)事業を行なう日本の事業体」(ウィキペディアより)となっており、使用済み核燃料自体を処分することは考えてないようだ。

しかし、これまでに積みあがって来た使用済み核燃料は、今後安全に対処していかなければならないのは確かである。その処分方法は安心できるものではなく、今後も注意して監視していく必要があると感じた。

・なお、このような説明会は福島県以外の46都道府県庁所在地で開催されるとのことであり、その費用はNUMOの構成団体である電力会社を通じて電気料金に反映されるものと思われる。

・HP(www.chisou-sympo.jp/iken2017/)で当日の様子が公開されています。ただし、第2部の個々のテーブルごとで話された内容がどのように反映されるかは不明です。

核ごみ処分地図・選定基準に疑問の声

新聞記事より

(西日本新聞 2017.11.14)

核ごみ処分地図は地震、火山学者らが議論を重ねて昨年7月に公表された。火山や活断層の有無、地層の安定性、海岸からの距離など9項目で、処分地に適する基準を示した。九州では大分、宮崎両県の海岸沿いなどが最適地に分類されている。「マップは地球物理学の観点を欠いている」。武蔵野学院大の島村英紀特認教授（地震学）は、基準のあり方に首をかしげる。

基準では核のごみを搬入する利便性を考慮し、沿岸から20キロ程度を「輸送面でも好ましい」範囲と定める。島村特認教授は「南海トラフ地震が起きれば沿岸部が津波の被害を受ける。地上施設を備える処分地を造るリスクは大きく、想定は不十分だ」と指摘する。

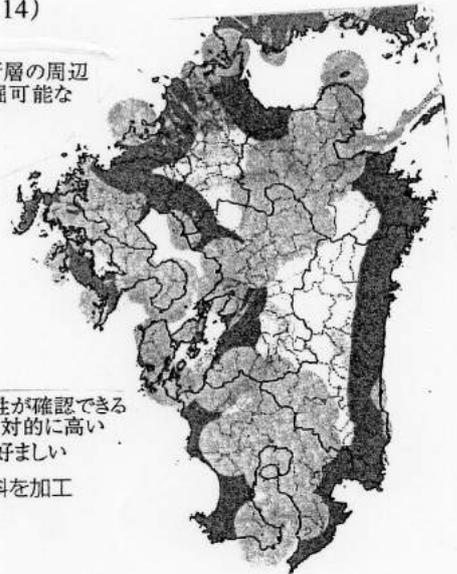
好ましくない

…火山や活断層の周辺
…地下に採掘可能な鉱物資源

好ましい

…好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い
…輸送面でも好ましい

※経済産業省公表の資料を加工



原子力防災訓練、目立つ自衛隊輸送艦・ホーバー等

佐多岬に暮らす住民4500人は海を渡って逃げるしかない

2017年11月14日

第3回原子力防災訓練が愛媛県の主催で、大分県が協力するかたちで2017年11月14日行われた。訓練によって伊方原発で過酷事故が起こった場合の課題が本当に検証されたのだろうか。

広島高裁決定で指摘されたように阿蘇山の火砕流が伊方原発の方向に流れ出した場合、大分県が先に火砕流に呑み込まれてしまい、伊方からの避難民を受け入れるところではない。

地震の場合も同様に、中央構造線断層帯上で伊方と大分が連動して発生すれば、広範囲に及び複合的な災害が発生し、大分県が果たして受け入れ先としてふさわしいのか、根本的な疑問が尽きない。(下写真：大分合同新聞 2017.11.15)

事故時こうはいかないだろう



雨の後だったが猛烈に潮と砂ボコリを巻き上げる人々の内部被曝が心配だ



ゲート型モニターで伊方町民らの放射性物質の付着をチェックする大分県側の担当者=14日午後、別府市の別府国際観光港、撮影・元木隆介

「派手なデモンストレーション。三崎半島でホーバークラフトが上陸できるのは井野浦しかない。三崎半島の海岸線には平地がほとんどなく、あっても防潮堤や波消しブロックがあり上陸できない。三崎港と井野浦の間にある高浦と大佐田の集落は海拔2mもない。南海地震の愛媛県の津波予想は三崎港で3.9m、伊方町の津波ハザードマップで高浦と井野浦の浸水は集落のほとんどが5~10m、一部10~20mの地域もある。

避難者は井野浦まで行くことは不可能である。今回のホーバークラフトを使った避難訓練は自衛隊の宣伝になっただけではないか。」(安藤哲次さん 伊方原発をとめる会・松山裁判ニュース記事より)

福島原発事故による健康障害について

— I 小児甲状腺癌 —

原告団共同代表 松本 文六 (医師)

I 小児甲状腺癌

最新の福島県民調査報告によると、2017年12月25日現在、小児甲状腺癌及び疑いの小児たちは193名にのぼっています。

2017年9月30日現在、甲状腺癌で手術を受けた160人の内、1人が良性結節で、157人が乳頭癌、1人が低分化癌、1人がその他の甲状腺癌でした。この結果は、“悪性ないし悪性の疑い”の小児の99%は小児甲状腺癌だったことを示しています。

『福島原発事故の真実と放射線被害』によりますと、2017年9月30日現在の福島県民健康調査のデータは以下のようになっています。

福島県小児甲状腺癌検査まとめ (2017年6月30日現在)

甲状腺癌及び疑い								
194人								
1 先行検査		2 本格検査				3 本格検査		
116人		71人				7人		
手術前	手術後		手術前	手術後		手術前	手術後	
	102人			50人			3人	
14人	乳頭癌	低分化癌	21人	乳頭癌	低分化癌	4人	乳頭癌	低分化癌
	100人	1人		49人	0人		3人	0人
	その他の癌	良性結節		その他の癌	良性結節		その他の癌	良性結節
	0人	1人		1人	0人		0人	0人

<http://www.sting-wl.com/fukushima-children14.html>

この時期、福島県の南の茨城県北茨城市の小児3人が甲状腺癌、福島県の北の宮城県丸森町でも甲状腺癌の子供が見つかっています。福島原発事故後に判明された小児甲状腺癌は、福島県で193名も発生していますが、県は“放射能とは関係ない”“スクリーニング効果”と主張しています。その中心でこのことをはっきりと断言しているのは、前福島県立医科大学副学長の山下俊一氏です。

以下、この2つの断定が間違っていることを指摘したい。

1 山下俊一氏のチェルノブイリでの調査は秀れたものだったが、……

《1998年に山下俊一氏自身がベラルーシ/ゴメリ州で行った調査》

- ・調査対象：チェルノブイリ原発事故前に産まれた小児（Aグループ）と事故後しばらくしてから産まれたヨウ素剤を吸い込まなかった小児（Bグループ）。
- ・調査目的：A・B両者間に小児甲状腺癌の発生に差があるのか
- ・結果：生年月日によるスクリーニングの結果の比較

	事故前に誕生 (Aグループ)	事故後に誕生 (Bグループ)
調査人数	9,720人	9,472人
甲状腺癌	31人	0人

これは放射性ヨウ素を吸い込まなかったBグループの小児には甲状腺癌の発生は認められなかったことを証明しています。事故前に産まれたAグループの小児約1万人の内31人が甲状腺癌だったことが判明しています。これは、明らかに放射線が小児甲状腺癌を産み出していることの証左です。また、ほぼ同数のコントロールスタディーなので、これは明らかに放射線による甲状腺癌の発生であることをも示しています。

このような秀れた調査を20年前に施行した山下俊一氏が今や手の平を返したように“スクリーニング効果だ!”と主張するのは、もはや科学的手法を見限って、現在の安倍政権に追従する道を選んだためだとしか考えられません。そもそも、“スクリーニング効果”とは、一斉に検査することにより持っている病気が発見される効果のことをいいます。

彼は、長崎大学出身です。長崎大学の学生の中から日本会議が生まれてきたということと何らかの関係があるのでしょうか？

結論：福島の小児甲状腺癌はスクリーニング効果によるものではありません。

2 福島原発事故から4~5年後の甲状腺癌でなければ、放射能が原因だとは認めない？

福島県で甲状腺検査を実施する担当医や県民調査検討委員会は、チェルノブイリでの甲状腺癌との違いを強調し、福島の小児甲状腺癌は、《放射能の影響は考えにくい》と主張しています。

しかし、どういう根拠で、そう主張しているのが全く示されていません。これは科学者の考え方ではない。間違った仮定に立つての論理展開だとしか考えられません。彼らは

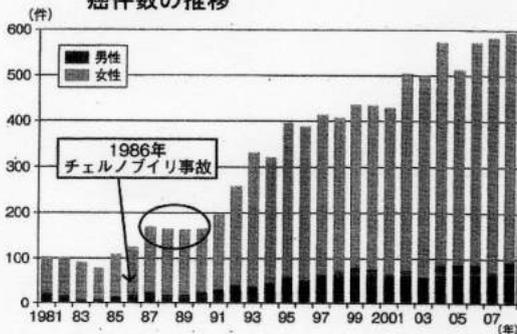
- ① チェルノブイリは4~5年後に小児甲状腺癌が増加する。
- ② チェルノブイリでは事故後5才以上の層に甲状腺癌が多発している。

からだ説明しています。これは全く間違った仮定であることが、2011年発行のチェルノブイリ事故25周年を記念に発行された『ロシア政府報告書』によって明らかにされています。雑誌“世界”の2016年3月号『「チェルノブイリ被災国」の知見は生かされているか』(尾松亮)で指摘されています。『ロシア政府報告書』には、以下のことが明白に記されているといえます。

- ① 事故2年目から甲状腺癌は増えている。
- ② 1991年(5年後)を過ぎるあたりで急増している。
- ③ 事故時5才以下の層に甲状腺癌の増加はない。
- ④ 事故時0~5才の層に甲状腺癌が目立って増えるのは10年後の彼らが10才以上または10代後半になる1995年後である。

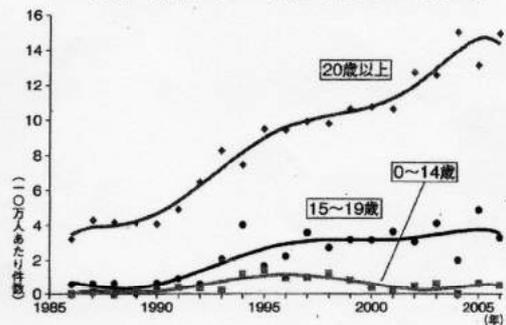
その証拠として、上記“世界”に掲載されている図を拝借して以下に示します。

図1 ロシア主要被災州(ブリヤンスク、カールガ、トゥーラ、オリョール)における住民の甲状腺癌件数の推移



資料：ロシア政府報告書(2011年P.89)

図2 ロシア主要被災州(ブリヤンスク、カールガ、トゥーラ、オリョール)における甲状腺癌件数、年齢グループ別(1986~2006年)



資料：ロシア政府報告書(2011年P.89)

結論：福島県は、チェルノブイリ事故後の放射能による健康障害の理解があまりにも不十分で、そのため福島の小児甲状腺癌は放射能によるものではないと断定してしまった。

3 甲状腺癌は大人と小児では様相がかなり違う

甲状腺癌に関して、潜在癌という言葉が使われます。甲状腺専門病院として広く知られている隈病院の院長宮内昭氏は、NHKのオンディマンズの《原発事故 7 年目／揺れる甲状腺検査》の中で、次のように述べています。

「大人の場合、すぐ手術をしなくても良いものが少ない、しこりが 10 mm 以下で、リンパ節転移のない例は経過観察でよい。」

「微小癌の 90～95% は、危険性の高い癌ではない。」

「こどもの甲状腺癌については、詳しく判っていない。進行性で転移が多い。こどもの甲状腺癌は経過観察は難しい。現在の医学ではこどもの癌についての治療方針は判っていない。」と。

また、アメリカ予防医学会は、成人の甲状腺癌の手術は害多いと指摘しています。それは、韓国で 1993～2011 年間の間の甲状腺検診の結論として 18 年間で甲状腺癌の死亡数に変化は殆どないという論文とも一致しています。検診は不要な手術を増やす可能性大なので、2012 年からは検診はやめたといっています。

更に、2016 年の国際専門家会議では「自覚症状のない人の手術は不利益が多い」と確認されているとオンデマンドは報じています。

以上の言辞と報道は、100 万人に 1～3 人という甲状腺癌の発生頻度は専門家間で一般的に確認されている考え方を示しています。また、小児甲状腺癌の特異性は、チェルノブイリ事故以降にはじめて指摘されています。

福島の小児甲状腺癌の 96 例の手術症例の報告（福島県立医大元教授 鈴木真一氏：2014 年 8 月 31 日付）では、リンパ節転移が 72 例にのぼっており、リンパ節転移、甲状腺外浸潤、遠隔転移などのいずれかに該当する症例は 92% に及ぶと語られています。

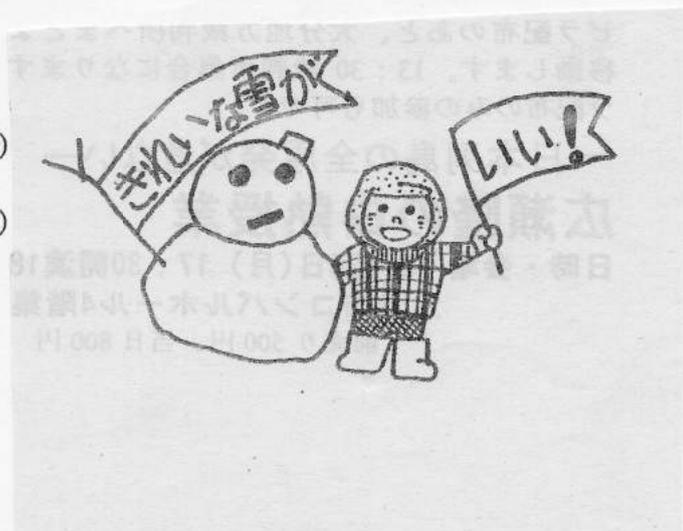
他の甲状腺疾患専門家からも福島の小児甲状腺癌の手術は、適切なものと判断されています。現に 2010 年度版に沿って書かれている 2017 年度版の『甲状腺腫瘍診療ガイドライン』では、甲状腺、微小乳頭癌（腫瘍径 10 mm 以下）について以下のように記されています。

「術前診断（触診、頸部超音波検査など）により明らかなリンパ節転移や遠隔転移、甲状腺外浸潤を伴う微小乳頭癌は絶対的手術適応であり、経過観察は勧められない。これらの転移や浸潤の兆候のない患者が十分な説明と同意のもと非手術経過観察を望んだ場合、その対象となり得る。」と。

結論：従来の甲状腺癌の病態は、福島原発事故後の小児甲状腺癌との比較はできません。福島の小児甲状腺癌は、従来の甲状腺癌と比べると、悪性度が極めて高く、その発生数からしても、原発事故がもたらした一つの大きな放射線健康障害です。

II 原発作業労働者の放射線被ばくによる白内障（次号）

III 放射線被ばくによる流産、死産、周産期死亡（次号）



311いのちのわ 集いと脱原発大行進

日時 3月11日(日) 10時～15時半 入場無料 小雨決行
会場 大分市若草公園 主催 311いのちのわさよなら原発おおいた実行委員会

7年経ても3.11は終わっていません。津波と地震で、県内外の”自主避難者”は昨年12月でなお7万8000人もいます。帰る家もなく生活の見通しもない人々です。昨年3月末で住宅の無償提供策が打ち切れ、今年の3月には仮設住宅から退居を迫られています。

また、こどもの甲状腺がんや若い人の白内障など健康障がいも次第に増え、3.11以降の福島県の死産・流産・周産期死亡は他県に比べ明らかに増えています。国と東京電力に責任を取らせるべきです。

- ・レインボウマルシェ…自然食品のお店
- ・ステージ…いわみ太鼓(寒田小)ほか
- ・歌…山田証(森のシンガー)ほか

- ・「伊方原発をとめる大分裁判の会」のお店
裁判の紹介コーナーおよびクッキー販売
ピーナッツ豆腐の販売 おまけDVD付

大行進(デモ) 13:30 会場スタート

黙とう 14:46 会場にて

結審、半年後に延期

3月1日、5月24日に仮処分追加審尋

12月20日の審尋で最終となる予定でした。ところが広島高裁の決定を受けて、佐藤裁判長がさらにあと2回(3月1日および5月24日)の審尋を行うことを表明しました。従って、当初予想された3月末の決定は先送りされました。

このことが今後の仮処分の行方にどのように影響してくるのか、予断を許しません。私たちはできる限りのことをやって大分地裁の勝利に結びつけていきましょう。

3月1日昼、ビラまき行動に参加しましょう

日時 3月1日(木) 12:30～13:00
場所 JR大分駅北口中央通りアーケード入口

ビラ配布のあと、大分地方裁判所へまとまって移動します。13:30 裁判所集合になります。ビラ配布のみの参加も可です。

一日本列島の全原発が危ない一

広瀬隆の白熱授業

日時・会場 2月26日(月) 17:30開演18時～
大分市コンパルホール4階集会室
前売り500円、当日800円

映画「日本と再生」河合弘之弁護士監督 上映運動を県下で展開します

年末、日田・天ヶ瀬で試写会を持ちました。
上映会開催に向けて準備中です。

☆ホームページ、メールを利用しよう

ホームページ編集部会を立ち上げました。メンバー:(中山田、工藤、徳田(建)、陶山、伊東)

○原告の一言メッセージ募集します

原告になった思いを100字以内で投稿してください。以下のホームページから投稿できます。

<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/>

○会員相互の意見交換メーリング募集

現在約20名でお互いの情報交換を楽しんでいます。下記にアクセスすれば加入できます。

itoto@e-bungo.jp

編集後記

・映画「日本と再生」上映運動。声がかかれば機材をかついで伺います。気軽に声かけて!

・山口地裁岩国支部に年末、174名原告団が本裁判提訴しました。広島、大分、松山、山口の4本の矢が伊方原発めがけます。連携し伊方廃炉をめざす仲間がまた増えました。 森山賢太郎